

玄米・精米の表示制度が変わります！

1 年月旬表示

【R2.3.27.施行 経過措置：R4.3.31まで】

2 産地・品種・産年等表示

【R3.7.1.施行】

※表示事項の**変更が必須のものもあります**ので、**表示の見直し**をお願いします。

1 年月旬表示 【経過措置：R4.3月末まで】

精米した年月日の表示を**年月旬で表示可能に**
 ※「精米年月日」から「**精米時期**」へと
項目名称の変更は必須となります。

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 高知県 コシヒカリ 令和3年産		
内容量	3 kg		
① 精米時期	② 令和3年10月上旬		
販売者	高知花子 高知県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

※玄米の場合は、名称を「玄米」とし、「精米時期」を「調製時期」と表示します。

①表示事項の変更【必須】

×「精米年月日」→ ○「**精米時期**」

※年月旬で表示しない場合（②参照）であっても項目を変更する必要があります。

②表示内容の変更

「年月旬」又は「年月日」のいずれかで記載

※精米時期の記載例

（年月旬）：03.10.上旬、21.10.上旬

（年月日）：令和3年10月1日、2021.10.01

※「年月旬」で記載する場合

上旬：月の1日から10日まで

中旬：月の11日から20日まで

下旬：月の21日から末日まで



<経過措置期間中（R4.3月末まで）の取扱い>

作製済みの米袋等を有効活用するため、R4.3月末までの間は、①の表示事項が「精米年月日」となった従来のものも使用可能です。この場合でも、②の表示内容を「年月旬」と表示することができます。

2 産地・品種・産年等表示 【R3.7.1~施行】

令和3年7月1日以降は、一括表示内に**次の表示が可能となります。**

- ・**農産物検査を受けていない場合でも、資料の保管を要件**とすることにより、**産地、品種及び産年**
- ・「農産物検査証明による」等、**表示事項の根拠の確認方法**
- ・**生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報**



例1 農産物検査証明有/その確認方法を表示する場合（単一原料米）

原料玄米	産地	品種	産年
単一原料米（農産物検査証明済） 高知県 コシヒカリ 令和3年産			

（例）農産物検査証明済

種子の購入記録及び生産記録による確認等

例2 農産物検査証明なし/産地、品種及び産年が同一/根拠資料を保管/その確認方法を表示する場合（単一原料米）

原料玄米	産地	品種	産年
単一原料米 高知県 コシヒカリ 令和3年産 種子の購入記録及び生産記録による確認			

①「**根拠の確認方法**」は必ず記載が必要？
義務表示ではないが、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する事項のため、表示することが望ましい。

②「**単一原料米**」とは？

【改正前】農産物検査法による証明を受けた、産地、品種及び産年が同一の原料玄米

【改正後】産地、品種及び産年が同一であり、その根拠を示す資料を保管している原料玄米

③**保管する資料**とは？

【農産物検査あり】農産物検査証明書

【農産物検査なし】種苗の購入記録、営農計画書、水稲共済細目書異動申告書、営農日誌

※保管期間：精米（調製）年月日から3年間

④**表示できる品種**とは？

種苗法に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されているもの

例3 農産物検査証明なし/品種及び産年の根拠資料の保管なし（複数原料米）

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
複数原料米 国内産				10割

※R3.7月より、「未検査米」ではなく「**複数原料米**」と表示します。

※産地、品種及び産年が同一であっても、その根拠資料を保管していない場合には、「単一原料米」の定義に該当しないため、「複数原料米」として表示します。